

# 新型コロナウイルス労働・雇用問題 Q & A

2020年4月6日更新

行政などの相談先については別紙の「新型コロナウイルスの影響に関する行政等相談先一覧」を、また、厚生労働省 HP から「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける働く皆様へ」を参考にしてください。

労働組合に相談したい場合は、ひょうごユニオンまでご連絡ください。

(☎078-382-2116 <http://www9.plala.or.jp/hyogounion/>)

弁護士に相談したい場合は、大阪労働者弁護団までご連絡ください。(☎06-6364-8620 <https://www.lalaosaka.com/>)

## ①病気の知識や治療に関すること

Q コロナウイルスの感染が疑われますが、検査はできますか？

感染対策を相談したい？

A 兵庫県のコールセンターは078-362-9980に相談してください。

または、保健所にお問い合わせください。

神戸市保健所 078-332-6250 姫路市保健所 079-289-0055

尼崎市保健所 06-4869-3008 西宮市保健所 0798-35-3456

あかし保健所 079-918-5439

※詳しくは厚生労働省のHPを参照してください

## ②マスクなど

Q 感染予防のためにマスクをつけたいが、お客様に顔を見せるためにつけてはいけないと言われる。

A 使用者には従業員が良好な環境で働けるよう努める「安全配慮義務」がありますのでその旨を伝えてください。(厚生労働省も屋内の込み合った場所ではマスクの効果があると説明している)

Q 仕事に必要なマスクを自分で用意するよういわれる。

A 使用者には従業員が良好な環境で働くために「安全配慮義務」があります。もちろん業務に必要なマスクは使用者が用意するべきです。

## ③休業問題

Q 新型コロナウイルス関係で休む場合や休ませられる場合の休業補償はあるのか？(学校休校による場合は次項)

A 労働基準法で「使用者の責に帰すべき事由により休業」する場合は、休業手当を支払わなければならないと定められている。(過去3月間の平均賃金の6割以上)

感染予防のためであっても、会社が一定の基準で一斉に休むように指示する場合は支払い対象になるが、体調不良や感染予防の為に自分の意思で休む場合は基本的に対象にならない。(コロナに感染して休む場合も同様です)

会社独自の病気休暇制度がある場合はこれを利用する。

また健康保険に加入しているときは、傷病手当金制度があるので利用できる。

Q 新型コロナウイルスによる学校等の臨時休業のために保護者が休業する場合の休業補償はあるのか？

A 今回、国は使用者が労働者を年次有給休暇以外の有給休暇で休ませたときは、支払った賃金全額を助成する制度を新設した。また、金額は少ないがフリーランスなども対象とすることになった。小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、子供園等が対象で、労働者の上限は日額8830円、フリーランス・自営業等は定額日額4100円。

あくまでも事業主に対する助成制度である点に注意が必要です。

具体的な手続きや問い合わせは、専用コールセンターまで。(学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999)

### ③不利益変更・リストラ

Q 仕事がなくなったので勤務日数と時間を一方的に減らされ賃金減額になったが何も言えないのか？

A 労働者の同意のない一方的な不利益変更は無効です。きちんとした説明を求めて話し合いをしてください。

Q 派遣先から仕事がなくなったので自宅待機してくれと言われ、何も補償してくれない。

A 派遣先が、一方的に派遣労働者に休業を指示することは出来ません。また、派遣元は契約期間途中の解約はできないのが原則なので、新たな派遣先を紹介するか休業中の補償をすることが求められます。

### ⑤その他

Q 個人請負・自営業の人が、コロナの影響で仕事なくなったため仕事を休まされた場合の補償はないのか？

A 基本的に請負契約の内容次第ですが、補償がないケースが多いのが実態で、今回政府がいろいろな角度から支援策を検討はしています。